

防府市地域包括支援センター管理システム
再構築業務に係るプロポーザル実施要領

令和7年8月

防府市福祉部高齢福祉課

1 目的

本要領は、防府市地域包括支援センター管理システムの再構築及び運用保守業務の履行に際し、最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等に関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

本市が直営で設置する防府市地域包括支援センターでは、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）及び介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援業務等を実施している。業務の実施に際し、データセンターにサーバーを設置し、地域包括支援センターが収集した情報と行政情報を一体的に管理し、地域における高齢者等に対する効果的な支援、各事業の適正実施を図るため、情報管理及び評価・連携を行うシステム（地域包括支援センター管理システム）の再構築を行う。

(1) 業務名

防府市地域包括支援センター管理システム再構築及び運用保守業務

(2) 業務内容

別添「防府市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書」のとおり。

3 スケジュール

| | |
|----------------|--------------|
| プロポーザルの通知 | 8月18日（月） |
| 質問書提出期限 | 9月 1日（月） |
| 質問書回答期限 | 9月 5日（金） |
| 参加表明書兼誓約書の提出期限 | 9月12日（金） |
| 事前審査結果通知 | 9月19日（金） |
| 企画提案書等の提出期限 | 9月26日（金） |
| プレゼンテーションの実施 | 10月10日（金） 予定 |
| 審査結果通知 | 10月21日（火） 予定 |

4 契約期間

(1) 構築期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 導入構築費用等

(1) 契約方法

・本業務では、本業務で調達する全ての調達システム稼動後にシステム使用料として支

払う形態を取り、システム構築に係る経費及びシステムの運用・保守に係る経費等をシステム使用料に含め、令和8年4月分から60か月の期間均等額で支払うものとする。なお、地方自治法施行令第167条の17及び防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に規定する長期継続契約とし、当該契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本市の歳入歳出予算のこの契約に係る金額に減額または削減があった場合には、市はこの契約を解除することができる。この場合において損害が生じたとき、その賠償等については、双方協議の上定めるものとする。

- ・本調達に含める機器のハードウェア保守及びソフトウェアライセンス期間は、賃貸借期間である令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。また、令和8年3月31日以前にハードウェアの保守費用、ライセンス費用等が発生する場合は、その費用を受注者にて負担すること。

(2) 提案上限額（5年間賃借総額）

15,345,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（上記金額は、契約予定額を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること）

6 仕様書

別添「防府市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書」のとおり。

7 参加条件等

(1) 参加条件

公告日から優先交渉権者が決定されるまでの間、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- ①令和6・7年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。なお、入札参加資格を有していない場合には、(資料1)に示す書類を提出し、審査の結果、資格を認めた場合には、本業務に限り参加資格を有する者とする。
- ②防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑤防府市暴力団排除条例（平成23年10月7日条例第21号）に基づき、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、

当該状態が継続している者でないこと。

⑥過去5年以内に、同規模程度の地方公共団体において同様のシステム納入実績があり、「防府市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書」に基づくシステムを構築できる能力がある事業者であること。

⑦一般社団法人日本情報経済社会推進協会が付与するPマーク（プライバシーマーク）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

(2) 参加に関する費用負担

参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は、1者につき1点とする。

(4) その他

企画提案書等の提出書類の差し替え、再提出及び追加の提出は認めない。

8 企画提案書の作成

別紙1「企画提案書作成要領」の項目に即して作成すること。

9 導入費用見積書の作成

別紙2「見積書作成要領」の項目に即して作成すること。

10 機能要件

別紙3「システム機能要件仕様書」について、各項目の可否を一覧にして示し、提出すること。

(1) 機能要件の重要度Aの機能については、本稼働までに実装を必須とする。

(2) システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書を要求する場合がある。

(3) 提案時点において市が要求する必須機能及び性能を実現できない場合は、契約締結までに別紙3「システム機能要件仕様書」の必須要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書を提出すること。

11 質問受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、開封確認を付した電子メールに質問書（様式第5号）を添付し、下記提出先まで送付すること。電子メール送信後、開封通知が届かない場合は電話確認すること。メール件名は、「防府市地域包括支援センター管理システム再構築業務に関する質問」とすること。

電話や窓口、郵送、FAXによる質問、問合せには応じない。

(2) 質問書提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時必着

期限を過ぎた後の質問は受付しない。

(3) 提出先

防府市福祉部高齢福祉課

メール kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月5日（金）までに防府市ホームページ上に公開する。

なお、質問者の氏名、企業名等は公表しない。

1.2 参加表明書兼誓約書・企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書兼誓約書

①本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書兼誓約書（様式第1号）に記入の上、開封確認を付した電子メール又は郵送で下記提出先へ添付送付すること。電子メールは、送信後、開封通知が届かない場合は電話確認すること。

②提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第1号）

イ 会社概要（様式自由、パンフレット可）

ウ 導入実績（様式第3号）

エ 別紙3_システム機能要件仕様書

※参加申込期日において、令和6・7年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していない場合は、上記に加え（資料1）に示す書類を提出すること。

③提出期限：令和7年9月12日（金）午後5時必着

(2) 参加表明者の事前審査について

参加表明者が4者以上となった場合は、事務局による事前審査を行い、選定された3者が企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを行う。

事前審査は、他自治体における同種業務導入実績についての件数、規模及びシステム機能要件仕様書の内容を総合的に審査し決定する。結果は、令和7年9月19日（金）までに、電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。また、参加表明者数や参加表明者に関する質問には応じない。

(3) 企画提案書等

①提出方法

書面及び電子データ（CD）にて、持参又は書留郵便で下記提出先へ提出すること。企画提案書等のPDFデータについては、審査作業の効率化のため文字検索ができる状態で作成の上、提出すること。期限を過ぎた後の提出は受け付けない。また、参加表明書兼誓約書未提出の場合は企画提案書等の提出は認めない。

②提出期限：企画提案書等 令和7年9月26日（金）午後5時必着

※受付時間は各日午前9時から午後5時まで（ただし、土日、祝日を除く。）

※提出期限内に提出がない場合は失格とする。

③提出書類及び提出部数

| | |
|--------------------|-------------|
| ア 企画提案書等提出届（様式第2号） | : 1部 |
| イ 導入費用見積書（様式第4号） | : 1部 |
| ウ 導入見積内訳書（任意様式） | : 1部 |
| エ 企画提案書（任意様式） | : 正本1部 副本8部 |
| オ 別紙3_システム機能要件仕様書 | : 正本1部 副本8部 |

(4) 提出先

所在地 : 〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号
担当部署 : 防府市福祉部高齢福祉課（防府市役所本館2階）
電話番号 : 0835-25-2964（直通）
担当者 : 西山、角
メール : kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

1.3 プレゼンテーションについて

(1) 開催日（予定）

令和7年10月10日（金）

※正式な日時、場所等については、令和7年9月19日（金）までに参加表明書兼誓約書に記載されている宛先へ別途メールで通知する。

(2) 実施方法等

プレゼンテーション実施要領（資料2）のとおりとする。

プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書兼誓約書の受付順とする。

1.4 プロポーザルの審査及び優先交渉権者の選定

(1) プロポーザルの審査について

本市関係者で構成する防府市地域包括支援センター管理システム再構築業務に関するプロポーザル審査委員会で審査し、優先交渉権者を決定する。

(2) 企画提案内容審査及び審査の基準

（別表）に定める審査基準、プレゼンテーション評価基準について、審査委員全員の配点の合計点のそれぞれ6割を評価の最低基準とし、当該基準を超える者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者の順位も決定する。提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(3) 結果通知

審査結果は、令和7年10月21日（火）（予定）までに参加者宛てに文書で通知し、防府市ホームページ上で公表する。公表については評価点の合計点のみとし、各評価項目別の評価点は公表しない。

なお、審査結果についての問合せ、異議申し立てには一切応じない。

15 その他

(1) プロポーザル参加の辞退

参加表明書兼誓約書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届（任意様式）を郵送又は電子メールで提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①「7 参加条件等」の要件を満たさなくなった場合
- ②提案に関して虚偽または不正行為等があった場合
- ③提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- ④公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があった場合
- ⑤提案上限額を上回った見積書を提出した場合
- ⑥プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑦その他、本要領の内容に違反する場合
- ⑧前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(3) 選定後の手続き

- ①企画提案書の内容を基に市と優先交渉権者とで協議し、業務内容の調整、業務仕様書の作成をするものとし、当該業務仕様書に基づく見積書を徴取し契約書を取り交わすものとする。
- ②上記により、優先交渉権者との協議が不調に終わった場合は、次点者と協議するものとし、次点者とも協議が不調に終わった場合はさらに次点の者と協議するものとする。

(4) その他留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ②提出された書類等は、返却しない。
- ③提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- ④提出された書類等は、審査及び説明の目的の範囲で複製することができるものとする。
- ⑤提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。その場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑥企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ⑦手続で用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑧提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑨緊急やむを得ない事由で、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求す

ることはできない。

⑩電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

⑪本市に提出する書類を郵送する場合は、受取日時及び配達を証明できる方法によることとし、郵便事故等で申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(別表) 審査基準

| 評価項目 | | 評価内容 | 配点 |
|--------|----------------|--|------|
| 業務遂行力 | 導入実績 (事前審査) | ・本提案業務の自治体への導入実績は十分か。 | 10点 |
| | 導入スケジュール | ・本稼働に向けた全体的なスケジュール、すべての作業ごとの工程、各担当者の役割、内容が明確に提示されているか。 ・受託者と本市の役割が明確に提示されているか。 ・本市職員の作業負担を軽減する工夫がされているか。 | 10点 |
| | 導入体制 | ・初期導入時や本稼働後において、十分な研修が実施できるか。 ・職員異動等に伴い、随時操作研修が必要となる場合、保守範囲内で実施できるか。 ・操作マニュアルが整備されているか。 | 10点 |
| | | ・現行システムからの具体的なデータ移行に関する効率的な手法が提案されているか。 | 10点 |
| 企画提案内容 | 機能・操作性 | ・別紙3_システム機能要件仕様書による。(事前審査) | 330点 |
| | | ・全体的に分かりやすい画面デザイン(出力帳票と同様のデザイン等)であり、必須入力項目やリスト表示、視認性が高く、職員が使いやすい内容となっているか。 | 25点 |
| | | ・システム全体を通じて操作に一貫性があり、OAスキルが高くない職員でも人的ミスを招きにくい操作性となっているか。 | 25点 |
| | 拡張性 | ・将来的な拡張性をもてるシステムとなっているか。 | 15点 |
| | 効率性 | ・システム導入による効率化及び業務改善に関する考え方を明らかにし、それを担保する機能を有しているか。 | 25点 |
| | | ・総合的な相談がシステム内で管理共有でき、登録した記録に対しての集計が簡単に出力できるシステムとなっているか。 | 25点 |
| | | ・虐待管理がシステム内で管理可能なシステムとなっているか。 | 25点 |
| | | ・アセスメント、ケアプラン登録が簡単に登録でき、入力補助機能により業務効率化が図れるシステムとなっているか。 | 25点 |
| | | ・対象者検索ではスムーズな検索が可能なシステムとなっているか。また、利用者台帳に関する一連の流れが滞りなく処理できるシステムとなっているか。 | 25点 |
| | 運用・保守 | ・定期的なバージョンアップが保守範囲内で行われているか。 ・運用サポート、障害発生時等緊急時の対応が明確で活用しやすいか。 | 25点 |
| | | ・法改正、制度改正時の改修については追加費用なく対応できるか。 | 25点 |
| 費用 | 構築・保守費用 | (全提案中の最低見積価格÷当該事業者の見積価格)×20点 小数点以下四捨五入とする。 | 20点 |
| 合計 | | | 630点 |

プレゼンテーション評価基準

| 項目 | 評価基準 | 配点 |
|-------------|--------------------------------------|------|
| 企画提案の趣旨 | 企画提案書及び仕様書の内容に沿ったものであるか。 | 10点 |
| | 要点、セールスポイントがまとめられているか。 | 10点 |
| | 本業務の内容を理解し、積極的に取り組む姿勢があるか。 | 10点 |
| 実機による説明 | 画面構成（デザイン、業務内容の表示方法など） | 10点 |
| | 操作性（入力および画面移行時の簡易性など） | 10点 |
| プロジェクト管理の能力 | 商品についての正確な知識を有しているか。 | 10点 |
| | システムの保守や障害時の対応等に精通しており、即座にこれに対処できるか。 | 10点 |
| | 自身の経験を基に説得力のある説明や提案をしているか。 | 10点 |
| | 十分なコミュニケーション能力を有しているか。 | 10点 |
| 質疑応答 | 本市からの質問に対して、即座に正確な回答ができているか。 | 10点 |
| 合計 | | 100点 |

| 最低基準 | | 優先交渉権者の選定 |
|---------------|-------------------|--|
| 審査基準 | 審査委員全員の配点の合計点6割以上 | 最低基準を超える者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者の順位も決定する。 提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、優先交渉権者として選定する。 |
| プレゼンテーション評価基準 | 審査委員全員の配点の合計点6割以上 | |

※最高評価点者が2者以上の場合、企画提案内容の「効率性」、「機能・操作性」、「費用」、「導入体制」の順で、得点が高い者を優先とする。